

平成23年6月9日

該当事業所の皆様へ

木曾町商工会

米(コメ)トレーサビリティ制度説明会の開催について (ご案内)

梅雨の候、皆様におかれましては益々ご清栄のことと存じます。常日頃は、商工会の事業等に対してご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、関東農政局長野農政事務所の主催で、標記の説明会が開催されます。

ご多忙の折かと存じますが、該当する事業所の方はご出席いただけますよう、お願い申し上げます。

- 1, 開催日時等 下記のとおり
- 2, 該当事業所 米・米加工品を取り扱う事業者
(生産者、加工・製造業者、卸売業者、小売業者、外食店等)

※制度の概要

- ①制度名称 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律
(米トレーサビリティ法：平成21年4月24日公布。平成22年10月1日施行)
- ②制度内容 該当する事業所は、その取引等の記録を作成・保存することが義務付けられています。さらに、平成23年7月1日からは、一般消費者に対する産地情報の伝達についても義務付けられることとなりました。
- ③罰則規定 ■伝票等を保存していなかった場合
■事業者間または一般消費者への産地情報伝達に義務違反があった場合
□いずれの場合も、50万円以下の罰金が適用になります。

説明会への出席に関しては、事前の申込みが必要です。

商工会で一括して申込みをいたしますので、下表の出席希望欄に○印をご記入の上、商工会までFAXしていただけますようお願いいたします。

申込み締切…6月20日(月)まで〔農政事務所からの連絡で、左記期日までとなります〕

開催期日	場所	会場	出席希望
6月29日(水) 午後2時～	木曾町	木曾合同庁舎 401・402会議室	

6月21日(火) 午前10時～	松本市	松本合同庁舎 講堂	
6月23日(木) 午後2時～	松本市	松本合同庁舎 205会議室	

※ なお、6月21日の松本会場での説明会では、製造業に係る詳細な説明が行われる予定ですので、関係する事業所の方はこちらへの出席をお勧めいたします。

木曾町商工会 TEL 22-3618 FAX 22-4304
木曾広域 I P **22-3618
I P TEL 050-3356-5240
E-Mail shokokai@kisomachi.or.jp